資料１

第３次八潮市健康づくり行動計画及び第２次八潮市いのち支える自殺対策計画
パブリックコメント実施結果について

１．実施概要について

・ 意見募集期間
令和６年11月20日（水）から令和６年12月20日（金）まで

・ 対象者

①　市内に住所を有する方
②　市内に事務所または事業所を有する個人および法人、その他の団体
③　市内の事務所または事業所に勤務する方
④　市内の学校に在学する方
⑤　第３次八潮市健康づくり行動計画または第２次八潮市いのち支える自殺対策計画に利害関係を有する方

・ 実施方法
①周知方法
市役所（840情報資料コーナー）、駅前出張所、八幡図書館、八條図書館、資料館、ゆまにて、エイトアリーナ、八潮メセナ、やしお生涯楽習館、保健センターに配架および市のホームページに掲載。
②受付方法
「第３次八潮市健康づくり行動計画（案）」または「第２次八潮市いのち支える自殺対策計画（案）」に対する意見と明記（メールの場合は件名に）し、住所及び氏名を記入のうえ、窓口、郵送、ファックス、電子メールで健康増進課（保健センター）へ提出。

２．実施結果について

いただいたご意見　１件（自殺対策計画）

３．意見と市の考え方

反映の区分　Ａ　：　意見を反映し、案を修正する（した）

Ｂ　：　すでに案で対応している

Ｃ　：　案の修正はしないが、実施段階で参考としていく

Ｄ　：　意見を反映できなかった（しない）

Ｅ　：　その他

意見番号	素案のページ	ご意見の要旨	市の対応・考え方	反映区分
1	P30	高次脳機能障害は、症状が進行しない認知症であり、同じ器質性精神障害に分類される障害で、介護保険サービスで対応できないところを、精神障害と診断のうえで支援をする仕組みになっております。 計画（素案）では、「オレンジカフェ（認知症カフェ）」事業が位置づいております。 であるならば、自殺未遂で高次脳機能障害となった方、そのご家族のことを念頭に置いて、高次脳機能障害等の障害のある方やその家族への支援策を計画に記してください。	高次脳機能障がいを含む精神障がい者等を対象とした支援策の１つとして、基本施策の３（１）及び（２）にある「地域活動支援センターの活用」を記載しておりますが、分かりやすくするため取組内容を修正しました。	E